

国立大学法人愛知教育大学とソフトバンク株式会社との相互連携に関する協定書

国立大学法人愛知教育大学（以下「甲」という。）とソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、ＩＣＴ教育推進を目的とし、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密な相互連携と、協働による活動を推進し、次世代の教育に関する研究を推進するために、相互の人的・知的資源の交流を図り、社会貢献に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の規定に基づき実施する相互連携にかかる事項（以下「連携事項」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 教育のＩＣＴ化に関すること
- (2) プログラミング教育に関すること
- (3) 5Gを中心とした次世代インフラ活用に関すること
- (4) 教育におけるクラウド利活用に関すること
- (5) 地域自治体との産官学連携に関すること
- (6) その他、相互が必要と認めたこと

（連携方法）

第3条 甲及び乙は、それぞれ連携窓口を設置し、連携事項を実施するために必要な連絡調整を行う。

（経 費）

第4条 第2条各号に掲げる連携事項の実施に伴う経費の負担については、甲乙の協議により定める。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙間で締結した委託契約に関する事業の経費については、別に定める。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、連携協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定の定めにない事項、またはこの本協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（期 間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも申入れがないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2（2020）年2月28日

愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

(甲) 国立大学法人愛知教育大学長

後藤ひろみ

東京都港区東新橋1丁目9番1号

(乙) ソフトバンク株式会社

法人プロジェクト推進本部 執行役員 本部長

永田 稔唯